



気象の観測を行う場合に

# I 技術上の基準に従って行う気象の観測

(気象観測の技術的な統一のため)

下の図に示すような目的で、気象の観測を行うときには、観測の種目ごとに定められた技術上の基準(観測の手段、観測値として必要な最小位数:下表参照)に従って、気象の観測を行わなければなりません。

観測種目	観測の手段	観測値の最小位数	観測種目	観測の手段	観測値の最小位数
気圧	気圧計(自由大気においては、ラジオゾンデ等)を用いて、ミリバール(mb)で測定する。	1mb	降水量	雨量計又は雪量計を用いて、ミリメートル(mm)で測定する。	1mm
気温	温度計又は気温を測ることのできる湿度計(自由大気においては、ラジオゾンデ等)を用いて、度(摂氏)(°C)で測定する。	1°C	積雪の深さ	雪尺、積雪板又は積雪計を用いて、センチメートル(cm)で測定する。	1cm
相対湿度	湿度計(自由大気においては、ラジオゾンデ等)を用いて、パーセント(%)で測定する。	1%	蒸発量	蒸発計を用いて、ミリメートル(mm)で測定する。	1mm
風向	風向計(自由大気においては、測風気球等)を用い、又は目視により、16方位又は8方位(自由大気においては度(°))で測定する。	自由大気においては1°	日照時間	日照計を用いて、時で測定する。	0.1時
風速	風速計(自由大気においては、測風気球等)を用いてメートル毎秒(m/s)で測定する。	1m/s	日射量	日射計を用いて、メガジュール毎平方メートル(MJ/m <sup>2</sup> ) (瞬間値の観測においてはキロワット毎平方メートル(KW/m <sup>2</sup> ))で測定する。	0.1MJ/m <sup>2</sup> (瞬間値の観測においては0.01KW/m <sup>2</sup> )
			天気	目視及び聴音により、気象庁天気種類表を用いて、測定する。	

## (1) 政府機関又は地方公共団体が行う場合

(ただし、下図の目的で行う気象の観測は除きます)

1. 研究のため



2. 教育のため



3. 建物または坑道の内部等特殊な環境によって変化した気象のみを対象とする観測等



## (2) 政府機関及び地方公共団体以外の者が行う場合

(下図のような目的で行う気象の観測が対象となります)

1. その成果を発表するため



2. その成果を災害の防止に利用するため



3. その成果を電気事業法の電気事業の運営に利用するため



※ただし、建物又は坑道の内部等特殊な環境によって変化した気象のみを対象とする観測等、一部の気象の観測はこの限りではありません。

このように、定められた技術上の基準に従って気象の観測を行うことにより、観測方法の統一が図られ、一定の精度を持った観測成果として利用が可能となります。